

22 公正取引委員会(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
2230010	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)6章第21条に基づき、適用除外企業とすることを明記すること	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第21条	私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、一般消費者の利益を確保すること等を目的としているところ、同法21条により、この法律の規定は、特許権等の権利の行使と認められる行為については適用しない。	E		独占禁止法第21条は、特許法に基づく権利の行使と認められる行為について独占禁止法が適用されない旨を規定しているが、これは、当該特許が付与されている発明を他人に利用させないなど、特許法で認められた排他的な権利を行使しても独占禁止法上問題とならないという意味であり、その発明を利用して景品表示法に違反する行為を行った場合までその行為を問題なしとするものではない。 よって、提案者の提案については、独占禁止法第21条で定める適用除外には該当しない。						1154010	商業界に流通しているポイントを集約配分するニュービジネスを実施することによって、全国民に対して想像、感動、感激、スリルと大きな夢を提供できるビジネスである。	第2次に提出し、回答を得たる事例では、玉虫色の回答であり、ビジネス推進の要件として不備である。よって、明確な回答を期待する。	株式会社市姫商事	公正取引委員会
2230020	不当景品及び不当表示防止法第3条の適用除外	不当景品類及び不当表示防止法第3条	不当な顧客の誘引を防止するため必要があると認めるときは、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。	C		本件要望は、提案者の企画が、取引付随性がないために景品表示法第3条の適用対象とならない、いわゆる「オープン懸賞」に当たるものであることの確認を求めるものであり、そもそも特区の設置にかかるものではないと考えられる。景品表示法上の取引付随性等の解釈については、公正取引委員会に直接相談されたい。 なお、提案者は、「企業が販売促進の手段として、一般生活者に対し取引に付随して発行されているポイント又はマイレージを…別管理会社(信託法による)に信託し、当該管理会社において生活者を対象として運営配分を実施する場合は、当該管理会社と生活者との間には直接の取引付随性は生じないことから、景品表示法第3条の規定を適用しない」としているが、このような景品表示法の解釈は正確ではない。 すなわち、提案者の企画は、「企業が販売促進の手段として、一般生活者に対し取引に付随して発行しているポイント等を得ている消費者に対し経済上の利益を提供するものであるが、景品表示法第2条の規定上、取引付随性の判断において「(提供の)方法が直接的であるか間接的であるか」は問われないので、たとえ、管理会社が運営配分するものであっても、当該企業が顧客を誘引する手段として、当該企業の取引に付随した経済上の利益を提供したものと判断され、景品表示法第3条に基づく規制対象となる。			C		1154020	一般的な「取引に附随」する場合の景品表示法上の考え方については、「景品類等の指定の告示の運用基準について(昭和52年事務局長通達第7号)」第4項に示すとおりであり、このような取引付随性が皆無であれば、いわゆる「オープン懸賞」として認められるものであるが、提案者の企画は、その前提が「企業が販売促進の手段として、一般生活者に対し取引に付随して発行されているポイント又はマイレージ」を「生活者を対象として」配分するものであり、この提案内容を前提とする限り、取引付随性が生じないようにする手立てはない。	現況一般企業全般が商品やサービスを購入した際にポイント等を提供しており、金額にして年額1兆円とも言われているこの分野でのビジネス運営の集約化はなら進歩の域を脱していない。その理由の第1は景品表示法により支給の上限が限定されていることが大であると考えられる。第2に、企業全体が一様に実施している事により新規性がなく、生活者に対し販売促進の目的を果たしていないからである。今後は、申請企業が取得済特許ポイント精算システム(特許第3378865号及特許第3468765号)のシステムを採用することにより、異業種間の融合を図り巨大財源を得、経済のグローバル化及び活性化を実現することができるのである。	第3次提案において、公正取引委員会から「本企画においては、宝くじ又は加盟店の取引付随性から、景品類とされているものであることから、当該取引付随性を断つことによって、景品表示法による景品規制とは関係なく、いわゆるオープン懸賞の範囲内において実施できるものと考えられる」との回答を得た。今回の提案は、本企画の内容に関して上記要件への適合性を確認するものである。	株式会社市姫商事	公正取引委員会